

平成 22 年 2 月 18 日
株式会社日本政策金融公庫

中小企業者等の皆さまに対する金融円滑化に向けた取組み状況について

株式会社日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、昨年 12 月 4 日に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の趣旨を踏まえ、お客さま向けパンフレットを作成・配布するなどして周知に努め、中小企業等の皆さまからの資金繰り相談に、従来以上に迅速かつきめ細やかに対応しているところです。

このたび、上記趣旨を踏まえ、平成 21 年 12 月末時点における貸付条件の変更等の実績を取りまとめましたので、以下のとおり公表いたします。

記

中小企業金融円滑化に係る貸付条件変更等の実績（平成 21 年 12 月 4 日～12 月末）

（単位：件、百万円）

	件数	金額
貸付けの条件の変更の申込みを受けた貸付債権	15,751	202,036
うち、実行に係る貸付債権	6,515	89,024
うち、謝絶に係る貸付債権	3	11
うち、審査中の貸付債権	8,798	110,214
うち、取下げに係る貸付債権	435	2,782

（注 1）上記実績は、国民生活事業、中小企業事業、農林水産事業及び国際協力銀行における中小企業向け貸付債権に対する実績を合算したものです。

（注 2）国民生活事業及び中小企業事業にかかる実績については、直接貸付に係る貸付債権ベースで集計。

（参考）平成 21 年 12 月中に条件変更を実行（12 月 3 日以前に条件変更の申込みを受けたものを含む。）した貸付債権（国内 3 事業）は、1 万 2 千件（前年同月比 1.6 倍）、1,251 億円（前年同月比 1.5 倍）と増加している。